

令和 6 年

第 1 回 三川町議会臨時会会議録

令和 6 年 2 月 27 日 開 会

令和 6 年 2 月 27 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日

2 月 2 7 日 (火)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第 1 号 令和 5 年度三川町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分の承認について	3
議第 2 号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決 処分の承認について	6
議第 3 号 令和 5 年度三川町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分の承認について	8
議第 4 号 三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	8

令和6年第1回三川町議会臨時会会議録

1. 令和6年2月27日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番	小野寺 正 樹 議員	2 番	佐 藤 栄 市 議員	3 番	小 林 茂 吉 議員
4 番	佐久間 千 佳 議員	5 番	砂 田 茂 議員	6 番	鈴 木 淳 士 議員
7 番	鈴 木 重 行 議員	8 番	成 田 光 雄 議員	9 番	町 野 昌 弘 議員
10 番	志 田 徳 久 議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒 田 浩 議 会 事 務 局 長	飯 鉢 凜 書 記
遠 渡 蓮 書 記	

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 2月27日（火） 午前9時30分開会

- | | | | |
|-----|---|------------|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 | 3 | 議第 1 号 | 令和5年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について |
| 日程第 | 4 | 議第 2 号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 | 5 | 議第 3 号 | 令和5年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について |
| 日程第 | 6 | 議第 4 号 | 三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |

○ 閉 会

○議 長（志田徳久議員） ただいまから、令和6年第1回三川町議会臨時会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 砂田 茂議員、
6番 鈴木淳士議員、以上2名を指名します。

○議 長（志田徳久議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2 番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る2月21日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として、専決処分の承認3件、条例改正1件、以上4件が予定されており、会期については、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして、本日1日間と決定を見たものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第3、議第1号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第1号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第7号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年12月25日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その概要を申し上げますと、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,522万2,000円を追加し、補正後の予算総額を55億9,505万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。3款民生費については、社会福祉総務費、老人福祉費及び障害者福祉費の追加補正、7款商工費については、商工振興費及びいろり火の里施設費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所用額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようにお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員）　これから質疑を行います。5番　砂田　茂議員。

○5番（砂田　茂議員）　4ページの民生費のところの住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業について、12月25日に専決処分されておりますが、この事業執行はいつされたのか。つまり、対象となる世帯にいつ支援金が支給されたのかお尋ねします。

また、前にご説明いただいておりますが、対象世帯当たりいくらの支援金が支給されたのか、ここを確認させていただきたいと思います。

同じく4ページの商工費のところ、物価高騰家計応援クーポン券発行事業、こちらの方ですが、使用期間2月1日からの1ヵ月間で、残すところ今日を含めまして3日となっておりますが、これまでの執行率、これはどのくらいになっているのか。また、使用期間中、どこかの段階でこの執行状況を把握されていたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員）　鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長）　住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援金のご質問でした。対象者への書類等の送付は1月5日にしておりまして、1回目の振り込みは1月30日にしておるところでございます。金額は7万円でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員）　須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長）　2月1日より実施しております物価高騰家計応援クーポン券発行事業の実施状況でございます。配布につきましては1月中に配布をいたしまして、2月からそのクーポン券を皆さんから使用していただいておりますという状況でございます。

本事業につきましては、1ヵ月間という期間でございますので、各店舗につきましてはクーポンを使用した後にまとめて換金をするという傾向にあるようでございます。2月26日時点での商工会からの報告でございますけれども、4,242万円の予算に対しまして、現在、商工会として換金が完了している分につきましては1,941万1,000円ということで、率は、すみません出していないのであれですけれども、50%弱くらいになると。ただ、今月1ヵ月間の期間でございますので、かなりの執行率にはなっておるものというように考えますけれども、先程申し上げましたとおり、換金につきましては、この期間が終了した後にまとめて各店舗の方で換金をするものであるということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員）　5番　砂田　茂議員。

○5番（砂田　茂議員）　2月15日発行のみかわ広報の中でも町からのお知らせということで、利用期限が29日までですとお知らせがしてありました。せっかくの家計応援なので忘れずに皆さんから利用していただきたいと思いますと思いますが、最終的にこの事業の執行状況が分かるのはいつごろになるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（志田徳久議員）　須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長）　現在この事業につきましては、出羽商工会に業務委託を行っておるところでございます。この中で要綱等を設置しておるわけですが、この要綱によりますと、最終の回収期限、換金の期限を令和6年3月8日金曜日ということで設定をしておりますので、それ以降集計をしていただいて、その後に全体の把握ができるもの

というように考えているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 私からも4ページの住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業についてお伺いしたいと思います。ただいまの答弁でも1月5日に通知され1月30日に振り込まれたというようなことでありました。補正予算の中でですが、事業が実施されたということでお伺いしたいところではありますが、予算上7万円を割り込みますと500世帯分の予算計上になっておるところではありますけれども、実質対象世帯数は何世帯ほどあるものか。また、申請による給付というような形だったかと思いますが、申請はどのくらいあったか。また、振り込みが何件ほど行われたかお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 何点かご質問ありました。1点目、案内の発送世帯ということで534世帯の方に案内を発送しております。うち、現在のところ、対象が481世帯、給付が466世帯、96.9%の執行率でございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 確認になりますが、住民税の非課税世帯に該当する世帯は町内で481世帯、そのうちに申請があったものは466世帯でよかったのか確認したいと思いますし、申請されなかった世帯の要因としてはどのようなものが考えられるかということと、さらに支援金の取り扱いですけれども、所得扱いになるものかどうかというところを確認したいと思います。

それから、マイナンバーカードを使った交付金の振り込み制度等が確率されておりますけれども、こういった町からの支援金等でも利用できるのかどうか確認できればと思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 申請の内容でございますが、プッシュ世帯、いわゆる申し込み等がなく振り込める世帯が445世帯、確認書が必要な世帯が29世帯、申請書が必要な世帯が60世帯ということで、合計534世帯ということでございました。プッシュ世帯はほぼ該当するということでそのままになりますが、確認書の世帯というところが扶養の確認が必要な世帯、振り込みの口座の確認が必要な世帯が確認書の世帯。それから、申請書の世帯というのが転入等をしてきた世帯ということでございます。申請書の世帯の方々が転入してきたということで、税情報がありませんので、こちらではそういった方に該当するかどうかの申請をお知らせして申し込んでいただくということになりますので、こちらではそのところまでの内容を把握しきれていないということになります。そのため、現在のところ481世帯が給付をしている世帯、対象になった世帯というようにご理解をしていただければと思います。

それから、所得の関係、マイナンバーの関係に関しましては、町民課長からご答弁させていただきます。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） こちらの支援金が所得というようにカウントされて課税の対象になるかどうかということでのご質問だったかと思いますが、こちら令和2年度に交付されました特別定額給付金でもそうだったのですが、国の方で特別な法律を定めて給付する形のものでございますので、住民税それから所得税の課税対象とはならないものと承知しております。

それから、マイナンバーの方で紐づけされている口座の振り込みにつきましては、今回はプッシュ型ということで事業実施しておりますので、対象となる世帯に関しましては、その登録された口座の方に振り込まれているというようにお話を伺っております。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第1号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第1号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第4、議第2号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第2号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、令和6年1月1日から施行されること等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年12月25日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除に関連する規定の整備であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げます

ので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 所管の課長より補足説明を求めます。鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） それでは、私の方からただいま上程されました議案の内容についてご説明申し上げます。

告示の際にお配りしておりましたA4サイズの「産前産後期間相当分（4ヵ月）の国民健康保険税が免除されます」と表題にされた資料の方をご覧ください。

この度の法改正は全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴うもので、産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除を行うための規定を整備するものであります。

具体的には、資料の中段にありますとおり、単胎の場合は、出産予定月の1ヵ月前と出産月、それから出産後2ヵ月の合計4ヵ月の国民健康保険税の一部を免除するものであります。また、多胎の場合は、出産予定月の3ヵ月前以降の税が免除されますので、合計で6ヵ月分の国民健康保険税の一部が免除されます。

国民健康保険税は1年間分を年金特別徴収の場合は6回に分けて、普通徴収の場合は9回に分けて納付いただいておりますが、これを12で割り返し、一月相当分の保険税額を算出し、当該保険税額のうち出産される方の所得割額と均等割額の納付を免除することとなります。免除を受けるには申請が必要となりますが、本町では関係部署間で連携し、国民健康保険に加入されている方が母子健康手帳の交付を受けに来庁された際に申請を促すなどをして、情報の把握に努め、対象者の申請に係る負担の軽減に努めているところでございます。

なお、令和5年度は国の方針にならない、令和6年1月以降分の国民健康保険税を免除するよう昨年12月25日付けで専決処分を行っており、これまで2名の方の免除の申請を受け付けたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第2号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決

されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第5、議第3号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第3号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第8号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年1月22日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その概要を申し上げますと、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,327万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5億5,832万3,000円といたすものであります。

まず歳出であります、3款民生費については、社会福祉総務費の追加補正、6款農林水産業費については、農地費の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所用額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、農林水産業費における農地費について、翌年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を2億220万円に追加補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第3号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第6、議第4号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第4号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正を踏まえた規定の整備であります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、私から大きく2項目ほど質問させていただきます。まず最初は、3月1日からの施行ということで、今回戸籍法の改正がなったわけですが、一般的には3月1日から戸籍簿が全国交付なるという部分が非常に大きくクローズアップされているわけですが、今回の条例改正のうち、この全国交付の制度と今回の条例改正の部分がどのように関連性があるのか。特に、今提案理由でもご説明ありました第3号と第6号のいわゆる識別符号の発行という新たな設定もあるわけですが、この関連性についてご説明をお願いしたいと思います。

今回の改正については、政令第347号の附則を改めて読み返しますと、令和6年4月1日からの施行が基本であるけれども、令和元年、いわゆる5年前の5月31日に交付された、この法律の改正法律の附則に定める日として、令和6年3月1日から施行すると。今回の改正文だと思うんですが、これまで5年間の期間があったわけですが、条例改正についてどういう内容が必要なのかということが国から全く働きかけがなかったのか。その辺の経過説明と併せて、この政令第347号の交付が12月6日に交付されたということからすると、12月の議会会期中の交付日ということからすれば、最終日の12月8日にこの条例の改正案が提案なったのではなかろうかということも危惧されましたので、議会運営の観点から説明を、今回の臨時会になったというところの説明をお願いできればと思います。これが大きな一つ目です。

二つ目としては、法令審査の観点から副町長等、法令審査の責任者の観点で確認をお願いしたいのですが、今回の改正文については、国の方では、いわゆる一覧表方式になっているわけです。各号が。三川町の場合は、その国の方針に反して各号ごと一文の文章で表現になっている。つまり項目が列記されておって、末尾に手数料が450円云々というような形になっておるわけですし、一覧表の場合ですと、書面の交付という枠とは別枠で1通450円という方式で、それぞれが一覧表で構成されているという形になっています。

これを行っているのは酒田市が全く国の改正内容と同じなわけですし、鶴岡市、それから遊佐町、庄内町も表現は若干違いますが、やはり一覧表方式で非常に見やすくなっているというような状況です。三川町は、一文方式で制定しているのですが、今回非常に疑問が感じたのが、一番最後の第6号から第8号に番号が変わりますが、新旧対照表を見ながら質問をしているのですが、改正前の末尾の表現は、書類の閲覧手数料1件につき350円という表現

になっていますが、これは当時国から指定された改正文は書類に供する事務という表現だったんです。手数料が1件350円という一覧表方式になっていた。これを三川町は独自の考え方で、書類の閲覧手数料という文章表現に変えて条例を制定していたわけです。この部分の内容は、そのまま今回の第8号に改正になりますが、今度は改正文の方の下から4行目の部分に書類を閲覧に供する事務という文言に置き換えたんですよ。要は、国から当初指定されていた文言にまた戻してしまったという改正内容になっていまして、この結果、末尾の表現が閲覧に供する事務の閲覧手数料と、この閲覧手数料はどこに係るのかという、少し理解に苦しむような表現になってしまったというように見ているんです。

鶴岡市辺りは一覧表方式にしていまして、たぶん三川町と同じように開示したものの閲覧という区分にして、そして閲覧手数料いくらという表示になっていると思うんですが、敢えてこの複雑な表現に変えたという考え方について、法令審査の段階で何ら問題なしというように判断されたのか確認したいと思つての質問です。

他の改正文については、前段で質問しました識別符号の発行については、少しこれは長いのですが、1/3ページの第3号の部分ですけれども、2行目の識別符号の発行、ここで一旦切れるんですね。ここからの括弧は一番最後の文章の末尾までの括弧にかかっていきまして、それで発行にかかる手数料という表現に置き換えている。ここは今回改正で工夫して「にかかる手数料」という表現にしたと思うんですが、このように次のページの第6号も同じように「かかる手数料」という表現を使っていたにも関わらず、第8号では、閲覧に供する事務の閲覧手数料になっているんです。

何を言いたいかと言うと、ここの第8号も、閲覧に供する事務にかかる手数料ということで、この改正文の条文は整理すべきだったのではなかろうかという観点からの質問ですが、法令審査の所管課でどのような所見をお持ちか確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず第1点目の質問につきまして、戸籍の全国交付との関連ということでのご質問でございました。経緯につきましては、ただいま議員が説明されたとおりの経緯でございまして、法律の改正から5年間これまで戸籍の交付の準備に要したところでございまして、おっしゃるとおり12月6日に施行されたわけですが、例えば庄内町ですと12月6日にこちらの方に連絡が来まして、追加提案という形で12月議会の方にお諮りしたということでお聞きしておりまして、遊佐町の方だと1月にしていたというところでございました。

本町といたしましては、確かに手続として急げばできないことはなかったということでは承知しておりますが、やはり内容の精査等誤りのないような形での準備が必要であったというところ、それから内部の手続等もございまして今回の提案となったところでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 例規の改正方法に関するご質問であります。本町においても条例、規則、こういった例規に関しましては様々な改正方法があるというように理解しており

ます。その中で、今回このような手法を取った理由については、町民課長よりご答弁申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず条例改正の文言等に関するご質問でございました。まず国の方で示している表形式ではない理由ということでございますが、こちら我々の方で法令審査に関しましてご助言をいただいております株式会社ぎょうせいの方から提供される法令トピックスという情報がございしますが、そちらには様々な改正方法があるんだよというような形で例示がなされておりまして、本町のような表形式をとらないケースにおいても例示がなされておりまして、本町の表示形式に近いようなものはなにかということで今回採用した形のものがこれでございます。

ですので、表形式ではない、もともとが表形式ではなかった条例でしたので、全面改正ではなく必要な箇所のみでの改正という形でこのような形をとらせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） ご答弁いただきました内容というのは表形式云々というところでのご答弁だったようですけれども、私は別に表形式にこだわっているということではございませんで、表形式にこだわらない三川町独自の表記方法で説明する文章として、新たな第8号の改正文というのが、こういう文言の言い回しで適切なかどうかというところを法令審査の所見から判断、どういったお考えでこれを良しとして提案なされたのかというところをお伺いしたいという質問です。

つまりは、閲覧に供する事務の閲覧手数料というのと、閲覧に供する事務を閲覧する手数料と、本来は書類の閲覧手数料ですよね。これが理解しがたい表現になっているというところを指摘させていただいているんですよ。前回の旧改正前は、まさに書類の閲覧手数料なんですよ。これを国から示された改正文そのままをぼんと当てはめたような改正文になっているものですから、せっかく前回まで改正前まで非常に理解しやすい三川町独自の表現文章だったものが、逆に混乱を招く国の改正文そのままを引っ張ってしまっているのではないかという指摘でして、それに関しての法令審査の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 法令審査については総務課の方で原課から起案されました内容と、その改正のもととなります法令等と一緒に添付していただく中で審査等を行っております。改正文等については当然確認をするわけですし、それがその改正のもととなった法令等の改正に合致しているかどうかについても点検を行っておりますが、ただ、一元的にはそういった改正のもととなる法令とともに原課としてどのような改正をなされるのかという部分を点検し、そのような形でその改正文、条例改正文がきちんとなされているかというところを確認いたすところであります。

そうした点からしますと、おっしゃられるご質問の内容等も理解はいたしますが、審査の段階では、原課がこのように改正をしたいということに瑕疵がなければ、まずそのような起

案のまま確認をして決裁を行うということになっていきますので、内容等については、大きくは原課の起案、考えるところによるものということになるかと思います。

○議 長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 瑕疵がなければというようなご答弁だったわけですが、これが瑕疵がないと言えるのかどうかについては非常に考慮すべき事態かなと感じます。改正条例案を反対するわけではございませんで、願わくば、早期に適正な文章表現に改正条例を提案いただければということを申し上げまして質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 他にございますか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第 4 号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第 4 号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和 6 年第 1 回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 14 分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、
ここに署名する。

令和6年2月27日

三 川 町 議 会 議 長

三川町議会議員 5 番

三川町議会議員 6 番